

介護保険制度の改善を求める意見書

２０００年に介護保険制度が施行されて２２年が経過しましたが、これまで給付の抑制を目的とした制度改定や介護報酬の改定が繰り返されてきました。そのため利用料負担が重く必要とされる介護サービスが受けられない、家族の介護のため離職を余儀なくされるケースはなお多くあります。また介護にまつわる悲慘な事件も後を絶ちません。抑制された介護報酬のもと介護サービス事業者は、深刻な人手不足と経営難が続き、コロナ禍と物価高騰でさらなる打撃を受けました。２０２２年１月－９月の倒産件数は１００件を超え、このペースが続けば過去最低を更新するのではないかと予測されています。根室市内でも専門職をはじめ体制不足により、サービス事業所の休止が相次ぎました。今あらためて国による介護への支援強化が求められています。

しかし現在、厚生労働省の社会保障審議会では２０２４年度の介護保険制度改定にむけ、利用料２割・３割負担の対象拡大、老人保健施設等の多床室の室料を自己負担化するなど、さらなる給付削減と負担増につながる内容が検討されています。こうした国の動きに対して各地で批判の声が起きました。オンラインを中心とした署名活動や、全国老人福祉施設協議会など８団体が「要介護度１、２の方への訪問介護、通所介護を総合事業に移行する見直しに反対」する要望書を提出。またケアマネジメントの有料化についても日本介護支援専門員協会など各団体の連名で反対の要望書が出されています。

その後、ケアプラン有料化など一部の項目については改定を見送る方針であるとの報道もありますが、いずれにしても介護保険制度がこれ以上後退すれば、介護サービスが使えないものになってしまうことが危惧されます。必要なサービスが提供され、誰もが安心してサービスを利用できるようにし、介護のある暮らしを守ることが必要です。

よって国においては、これ以上の給付の削減と利用者負担増につながる制度改革は行わず、介護事業所・利用者・家族の実態を踏まえた中で、介護保険財政における国庫負担割合を引き上げること等により、介護保険制度の改善を進めることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和４年１２月１６日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 厚生労働大臣 総務大臣